

# 令和2年度税制改正に関する参考資料

## 1. 大綱の概要

確定拠出年金法等の改正を前提に、以下の項目について税制上の所要の措置を講ずる。

## 2. 制度の内容

### (1) DC (企業型・個人型) の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大

#### ① 企業型確定拠出年金 (企業型DC) の加入可能年齢の見直し

【現行】厚生年金被保険者のうち65歳未満のもの ⇒ 【見直し案】厚生年金被保険者 (70歳未満)

#### ② 個人型確定拠出年金 (個人型DC (iDeCo)) の加入可能年齢の見直し

【現行】国民年金被保険者のうち60歳未満のもの

⇒ 【見直し案】国民年金被保険者

- ① 第1号被保険者：60歳未満
- ② 第2号被保険者：65歳未満
- ③ 第3号被保険者：60歳未満
- ④ 任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能 (65歳未満)

#### ③ 確定拠出年金 (企業型DC・個人型DC (iDeCo)) の受給開始時期の選択肢の拡大

【現行】60歳から70歳の間で個人が選択可能 ⇒ 【見直し案】公的年金の見直しに併せて上限年齢を引上げ (75歳)

#### ④ 確定給付企業年金 (DB) の支給開始時期の設定可能範囲の拡大

【現行】60歳から65歳の間で企業が設定可能 ⇒ 【見直し案】柔軟な制度運営を可能とするため設定可能範囲を70歳に拡大

### (2) 中小企業向け制度 (簡易型DC・iDeCoプラス) の対象範囲の拡大

【現行】100人以下 ⇒ 【見直し案】300人以下

### (3) 企業型DC加入者の個人型DC (iDeCo) 加入の要件緩和

- 企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、現行は労使合意に基づく規約の定めがある企業に限られているが、これを改め、iDeCoに加入できるように改善を図る。

### (4) ポータビリティの改善

### (5) その他所要の措置

## 1. 大綱の概要

企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年（令和4年度末まで）延長する。

## 2. 制度の内容

### 【企業年金等に関する税制】

拠出時	運用時	給付時
非課税	積立金への特別法人税課税	課税（公的年金等控除又は退職所得控除の対象）

- 企業年金等の積立金に課税される特別法人税は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中（令和元年度末が凍結期限）

（参考1：特別法人税の考え方）

事業主が掛金を負担している企業年金等の積立金に対して課税される法人税。掛金の拠出時点に給与所得として課税すべきところ、給付時点まで課税の繰延べを行うことに伴う利益に対し課税を行うというのが基本的な考え方。（積立金全体に対して1.173%の税が課される。）

（参考2：企業年金等の種類）

厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金のほか、私立学校教職員共済（文科省所管）等がある。

# 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

## 1. 確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げ

### (1) 企業型確定拠出年金(企業型DC)

○ 企業が従業員のために実施する退職給付制度である企業型DCについては、現行は厚生年金被保険者のうち65歳未満のものを加入者とすることができる(60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる)が、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、確定給付企業年金(DB)との整合性を図るため、厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者とすることができるようにする。

### (2) 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))

○ 老後のための資産形成を支援するiDeCoについては、現行は国民年金被保険者の資格を有していることに加えて60歳未満という要件があるが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、国民年金被保険者(※)であれば加入可能とする。

(※)国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

## 2. 受給開始時期等の選択肢の拡大

### (1) 確定拠出年金(企業型DC・個人型DC(iDeCo))

○ DCについては、現行は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できるが、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、上限年齢を75歳に引き上げる。

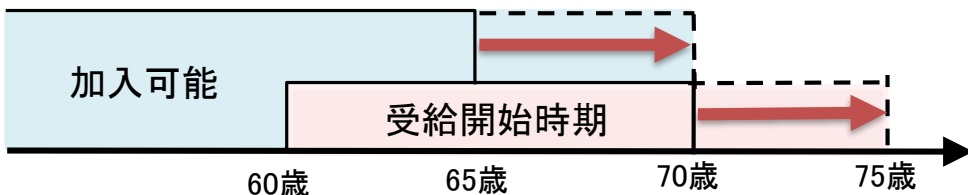
### (2) 確定給付企業年金(DB)

○ DBについては、一般的な定年年齢を踏まえ、現行は60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定できるが、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大する。

## 【DCの加入可能年齢の引上げと受給開始時期の選択肢の拡大】

### <企業型DC>

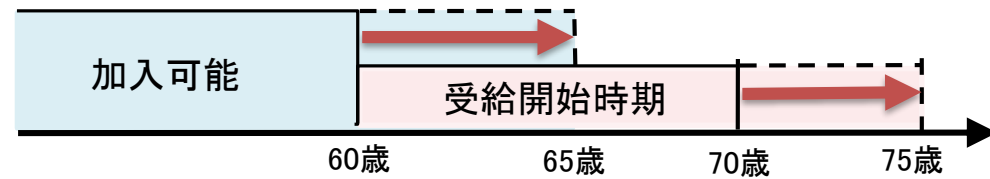
現行は65歳未満が拠出可(65歳→70歳)



現行は60~70歳の間で受給可(70歳→75歳)

### <個人型DC(iDeCo)>

現行は60歳未満が拠出可(60歳→65歳)



現行は60~70歳の間で受給可(70歳→75歳) 3

# 確定拠出年金の制度面・手続面の改善

## 1. 中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲の拡大

- 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」について、制度を実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大する。

## 2. 企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入の要件緩和【下図参照】

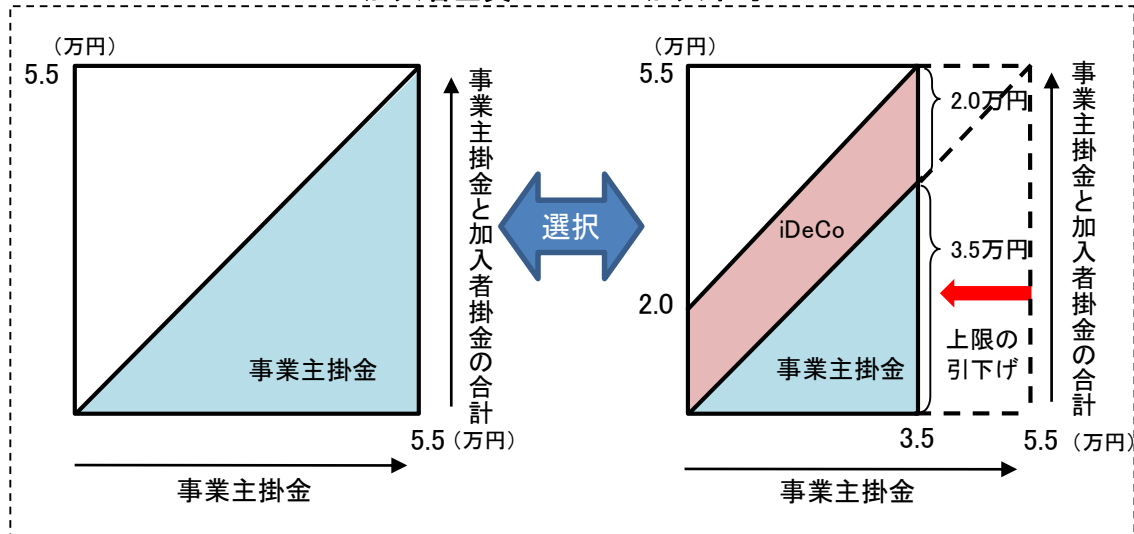
- 企業型DC加入者のうちiDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるのは、拠出限度額(DC全体で月額5.5万円以内)の管理を簡便に行うため、現行はiDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。ほとんど活用されていない現状にあることから、掛金の合算管理の仕組みを構築することで(※)、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるように改善を図る。

(※)事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携で対応する。また、各加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのウェブサイトに表示する。

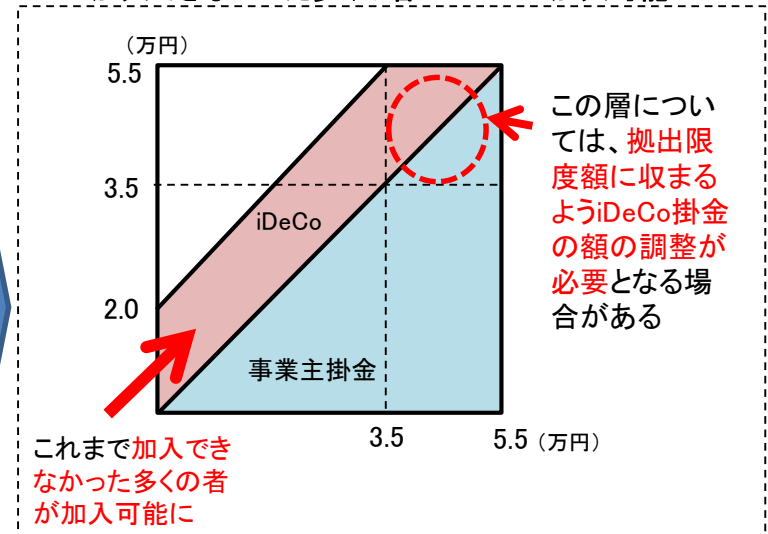
## 3. その他の改善

- 企業型DCの規約変更、企業型DCにおけるマッチング拠出とiDeCo加入の選択、DCの脱退一時金の受給、制度間の年金資産の移換、DCの運営管理機関の登録について、手続の改善を図る。

＜現行＞iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、加入者全員がiDeCoに加入不可



＜見直し案＞規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者がiDeCoに加入可能



※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円